

- 第一條 本
- 第二條 本
- 第三條 本
- 第四條 本
- 第五條 本
- 第六條 本
- 第七條 本
- 第八條 本
- 第九條 本
- 第十條 本
- 第十一條 本

第九條 規定第六第十條第十一條ニ準用ス  
 第十二條 本會ハ會員ノ贊成及一定出資金ヲ以テ維持ス  
 會費ハ左ノ二種トス  
 正會員ハ一ヶ月金壹圓トス  
 特別會員ハ一ヶ月金叁圓トス  
 毎月收支計算ノ上殘餘金ハ基本金ニ加テ  
 第十三條 會員ノ資格  
 會員タルントスルモハ大阪商船株式會社船乘組司船員  
 シラ六ヶ月以上勤務シタル者タルコトヲ要ス  
 (以上ノ資格ナキ者ト雖モ幹部ニ於テ認メタル者ハ會員トシ  
 事ヲ得)  
 司船長ニ昇進シタル者、同時ニ特別會員トシ其權利ヲ行使  
 ラザルモノトス  
 第十四條 本會ハ入會セントスル者ハ本人出ノ上本會規定ノ  
 用紙ニ入會金五圓ヲ添ヘ申込ムモノトス  
 第十五條 納入シタル會費及入會金ハ如何ナル事由アルトモ返  
 ズ  
 第十六條 前十三條ニ掲グル資格ナキ者ニシテ本會ノ總管理  
 者ハ之ヲ顧問囑託、援助トス  
 顧問囑託、援助員ノ推薦ハ理事會ノ決議ニ依ルモノトス  
 第十七條 本會ハ細則ニ掲グル事項ノ違反、期々爲テ左記軍事  
 ヲ行フモノトス  
 一、本會ハ時勢ノ向上ニ伴ヒ着實ナル方法ニ基キ往來ノ調  
 習ヲ廣ク改良進歩ヲ圖ル事  
 二、本會ハ會員家族ニ對シ懇篤ニ旨トシ相互ノ便宜ヲ計ル  
 三、會員ノ就職紹介ヲナス  
 四、會員ノ權利ヲ掩護シ以テ之ヲ遂行セシム  
 五、會員ノ依頼ニ依リテハ公私一切ノ交渉ヲナス  
 六、會員ノ不在中家族ニ於テ事故發生シタル場合ハ出資待  
 限ヲ援救ス  
 第十八條 本會ハ會員ニ對シ徵收ノ交附ス(徵收ハ善長ナル者ニ  
 徴ナレバ會員之レヲ常用スルモノトス)  
 第十九條 本會ハ毎月一回會報ヲ発行ス  
 論說、著稿、會員所在、會務概況、收支計算報告等其他の機  
 スキモノトス  
 會報ハ會員同ニ贈ツ  
 發刊期日ハ毎月十一日トス

第二十條 救濟  
 一、會員ニシテ  
 左ノ各項ニ基キ  
 二、會員ニシテ  
 一、會員ニシテ  
 二、會員ニシテ  
 三、會員ニシテ  
 四、會員ノ交  
 一、會員ニシテ  
 二、會員ニシテ  
 三、會員ニシテ  
 四、會員ノ交  
 五、會員ニシテ  
 六、會員ニシテ  
 七、會員ニシテ  
 八、前各項ニ  
 九、會員ニシテ  
 十、本會ニ於  
 十一、救濟規  
 十二、本救濟  
 之ヲ準用ス  
 第十三條 本會ハ會員ニ對シ徵收ノ交附ス(徵收ハ善長ナル者ニ  
 徴ナレバ會員之レヲ常用スルモノトス)  
 第十四條 本會ハ毎月一回會報ヲ発行ス  
 論說、著稿、會員所在、會務概況、收支計算報告等其他の機  
 スキモノトス  
 會報ハ會員同ニ贈ツ  
 發刊期日ハ毎月十一日トス

第二十二條 教育所  
 一、宿泊モノト  
 二、宿泊希望者ハ所費納ケル事(實費)  
 (但シ幹部ノ許可ヲ得ケル者ニハ實費ナル事ヲ得)  
 四、監督者ノ命ニ服從スル事  
 五、監督者ノ命ニ服從スル事  
 但シ監督者ニ不法行為ヲケル時ハ幹部ニ申達スル事ヲ  
 得  
 六、各員公徳心ヲ重ズルコト  
 七、禮貌靜肅ヲ旨トシ品格ヲ毀損セザル事  
 八、各員衛生ヲ重シ清潔ヲ旨トスル事  
 九、所内器具ヲ叮嚀ニ取扱フコト  
 十、監督者ノ命ニ服從セザル者ハ宿泊ヲ拒絕スル事アルベシ  
 十一、教師ノ命ヲ尊重シ絕對ニ服從スル事  
 但シ教師ニ不法行為アル時ハ幹部ニ申達スルコトヲ得  
 第十三條 左ノ事項ニ該當スル者ハ本會員タル資格ヲ失フモノトス  
 一、退社シタル者  
 二、脱會シタル者  
 第十四條 左ノ事項ニ該當スル者ハ本會ノ總管理  
 者ハ之ヲ顧問囑託、援助トス  
 顧問囑託、援助員ノ推薦ハ理事會ノ決議ニ依ルモノトス  
 第十五條 納入シタル會費及入會金ハ如何ナル事由アルトモ返  
 ズ  
 第十六條 前十三條ニ掲グル資格ナキ者ニシテ本會ノ總管理  
 者ハ之ヲ顧問囑託、援助トス  
 顧問囑託、援助員ノ推薦ハ理事會ノ決議ニ依ルモノトス  
 第十七條 本會ハ細則ニ掲グル事項ノ違反、期々爲テ左記軍事  
 ヲ行フモノトス  
 一、本會ハ時勢ノ向上ニ伴ヒ着實ナル方法ニ基キ往來ノ調  
 習ヲ廣ク改良進歩ヲ圖ル事  
 二、本會ハ會員家族ニ對シ懇篤ニ旨トシ相互ノ便宜ヲ計ル  
 三、會員ノ就職紹介ヲナス  
 四、會員ノ權利ヲ掩護シ以テ之ヲ遂行セシム  
 五、會員ノ依頼ニ依リテハ公私一切ノ交渉ヲナス  
 六、會員ノ不在中家族ニ於テ事故發生シタル場合ハ出資待  
 限ヲ援救ス  
 第十八條 本會ハ會員ニ對シ徵收ノ交附ス(徵收ハ善長ナル者ニ  
 徴ナレバ會員之レヲ常用スルモノトス)  
 第十九條 本會ハ毎月一回會報ヲ発行ス  
 論說、著稿、會員所在、會務概況、收支計算報告等其他の機  
 スキモノトス  
 會報ハ會員同ニ贈ツ  
 發刊期日ハ毎月十一日トス

○市內居住會員ノ住宅罹災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事  
 ○市外居住會員ノ住宅罹災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事  
 ○市外居住會員ノ住宅罹災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事  
 ○市外居住會員ノ住宅罹災ノ場合ハ救護班ヲ送ル事